

令和5年度鮭川村小規模企業者支援事業について

村内に事業所を有する小規模企業者について、
持続的な経営に向けた取組み又は起業を支援します。

● 対象となる事業者

令和5年度鮭川村小規模企業者支援事業補助金交付要綱に定める次の小規模企業者

卸売業・小売業・サービス業（娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

● 支援の内容

1 起業支援事業

事業内容	村内において、起業するための経費を支援する事業
補助対象者	主たる事業所を開設する個人又は法人で申請年度内に起業する者又は起業後1年未満に申請する者
補助対象経費	(1) 店舗の建築費又は改装工事費 ただし、土地の取得は対象外となります。 (2) 起業に係る備品購入費 中古品も可とします。ただし、専用性のあるものに限ります。 (3) 広告宣伝費 (4) その他起業に要する経費
補助金額等	補助対象経費の3分の2以内、上限40万円

2 持続化支援事業

事業内容	村内において、商工業機能の維持・向上、販路開拓等のための事業
補助対象者	申請日以前に1年以上継続して同一事業を営んでいる個人又は法人
補助対象経費	(1) 改装工事費、備品購入費 1件10万円以上のものとし、専用性のあるものに限ります。 なお、中古品も可とします。ただし、規模、能力について不必要と思われるもの、過大な費用と認められるもの及び土地の取得は対象外となります。 (2) 届出、許可等に必要経費 製造、販売、営業するうえで、必要と認められるものに限ります。 (3) 広告宣伝費、ホームページ作成費 事業遂行に必要なPRを行うためのチラシ・ポスター・カタログ・看板等の作製、新聞広告、ホームページ掲載、TV放映及びラジオ等の放送料などとし、広告宣伝のための出演料や著作権料等、カレンダーや手帳などの作成費用、試供品、見本品に係る費用などは対象外となります。 (4) その他事業推進に要する経費
補助金額等	補助対象経費の3分の2以内、上限40万円

● **申請要件**

○個人の場合・・・鮭川村内に住所及び主たる事業所を有し、通年で事業を営んでいる者

○法人の場合・・・その代表者の住所及び登記簿上の本店所在地を鮭川村内に有し、通年で事業を営んでいる者

※上記の要件にかかわらず、売上を生ずる主たる事業所の実体が村外にあるときは、補助金の交付対象者から除きます。

○ **新規要件** 令和2年度から令和4年度において同補助金の交付を受けていない者

● **申請受付**

【期 間】

令和5年6月13日（火）から令和5年7月28日（金）まで

【提出書類】

申請書、事業計画書及び事業費の内訳がわかる見積書、その他必要書類を添付のうえ提出してください。

申請書配布場所・お問い合わせ先

鮭川村 産業振興課 林政商工係

TEL 55－2111（内線253・254）

申請書等データは村ホームページからダウンロードできます。

<http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/>

※申請書は、もがみ北部商工会鮭川支部でも配布しております。